

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

只見町長 渡部 勇夫

市町村名 (市町村コード)	只見町 (07367)
地域名 (地域内農業集落名)	二軒在家地区 (二軒在家)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月4日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・二軒在家地区は、昭和60年度に基盤整備実施済で、地区外担い手である中心経営体1者への集積が進んでいる。  
 ・地区内の高齢化率は43.3%で、高齢化、後継者不足による離農者が増加しており、個人管理している畑は今後10年間で遊休農地が拡大すると予想されるため、今後地域で守るべき農地の見極めが必要である。  
 ・用水路の管理や、農地周辺の草刈りなど、担い手の負担が大きくなることが懸念される。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・区域内の大部分が水稻栽培であり、米のブランド化など高付加価値化による所得向上を図る。  
 ・離農者が増加している状況において、農地の現状を維持していくのは担い手の大きな負担になるため、地域と担い手が一体となって農地を管理する体制を構築する。  
 ・遊休農地対策として、地域で守るべき農地を指定し、粗放的農業や高収益作物の情報収集など、農地の新たな活用方法について検討し、実行していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域の農地及びその周辺の農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。  
 ・将来の耕作者が決まらない、保全・管理等が行われている農地については、具体的な取組が計画されるまで検討中とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地所有者は原則農地中間管理機構に貸し付けていく。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
大部分が基盤整備実施済みであるため、担い手の意向を確認し、必要に応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、県、JA等の関係機関と連携し、新規就農者を積極的に受け入れ、地域農業の担い手を育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①サル、クマ等による鳥獣の農作物被害が増加しているため、町、猟友会等関係団体と協力して被害防止対策に取り組む。